

# 令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導各サービス編

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

## 1 令和6年度集団指導について

- ・令和6年度集団指導について(P3)
- ・緊急連絡先の登録について (P4)

## 2 各種お知らせ等

- ・障害福祉課からのお知らせ (P6)
- ・療育支援課からのお知らせ (P22)

## 3 令和6年度基準改正及び報酬改定について (全サービス共通編)

- ・全サービス共通(P31)

## 4 令和6年度基準改正及び報酬改定について (各サービス編)

- ・訪問系 (P61) ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・相談系 (P69) ※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
- ・通所・入所系 (P87) ※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援
- ・グループホーム等 (P130) ※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所 (共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設)
- ・児童系 (P165) ※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

# 定員規模

## 概要

就労移行支援事業所の定員規模を20人以上から10人以上へ見直す。

## 規模

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準第62条の2）  
就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

# 従業者の員数①

## 概要

【生活介護、自立訓練（機能訓練）】

- ・事業所に置くべき従業者に、言語聴覚士を追加する。

【自立生活援助】

- ・一体的に一般相談支援を運営している場合は、その相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。
- ・サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。

## 従業者の員数

基準省令第78条（生活介護）

基準省令第156条（自立訓練（機能訓練））

基準省令第206条の14（自立生活援助）

## 従業者の員数②

### 概要

#### 【就労移行支援】

- ・ 就労支援員について、令和7年4月1日からは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修を受講していることが必要。

※令和10年4月1日より義務化

#### 【就労定着支援】

- ・ 一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員が業務に従事した時間を、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。
- ・ 就労定着支援員について、令和7年4月1日からは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修を受講していることが必要。

※令和10年4月1日より義務化

# 一般就労中の一時的な利用について①

## 概要

利用者がサービスの利用を経て就労した後も、一定の条件を満たした場合、一時的に就労移行支援、就労継続支援を利用することができる。

## 要件（労働時間延長支援型）

企業等での働き始めに、おおむね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合であって、以下の条件をいずれも満たすこと。

- (a) 就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労系福祉サービス」という。）の一時的な利用の前に就労系福祉サービスを受けており、就職後も引き続き同一の就労系福祉サービスの事業所において就労系福祉サービスの利用を必要としている場合
- (b) 企業等から、就労系福祉サービスの一時的な利用のため、就労系福祉サービスの事業所への通所が認められている場合  
⇒サービス等利用計画等において、段階的におおむね週10時間以上20時間未満から勤務時間を増やすことが記載され、雇用先の企業等も同意していることが必要
- (c) 勤務時間の延長を図るために就労系福祉サービスの一時的な利用が必要であると市町村が認めた場合

# 一般就労中の一時的な利用について②

## 要件（復職支援型）

以下の条件をいずれも満たすこと。

(a) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない又は困難である場合

(b) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合

⇒(a)及び(b)については、雇用先企業、主治医、相談支援事業所等より、要件を満たすことが確認できる資料が必要

(c) 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

# 一般就労中の一時的な利用について③

## 要件（就労移行支援短時間型）

・就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間がおおむね週10時間未満であることを目安として一般就労し、事業所で引き続き訓練を受けながら働く者であって市町村が認めた者であること。

### 【就労移行支援の場合】

・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながることを認めていること。

### 【就労継続支援の場合】

・一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めていること。

## 関係通知

☞ 就労留意事項通知

☞ 一般就労している障害者が休職からの復職を目指す場合の就労系障害福祉サービスの利用に係る考え方について（令和6年10月25日厚生労働省事務連絡）

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問51

# 施設外支援等に関する事務処理の簡素化

## 施設外支援の要件の見直し

[現行]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

[見直し後]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1ヶ月ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

## 施設外就労の要件の見直し

報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。

⇒実績記録書類は事業所で保管することは必要。

# 地域との連携等①

## 概要

地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

※令和7年4月1日より義務化

## 要件

### 【事業所がやるべきこと】

- ・利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける
- ・地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設ける
- ・地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する

※サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を行っている場合は、地域連携推進会議の設置等に代えることができる。

## 地域との連携等②

### 地域連携推進会議について

- ・地域連携推進会議は、各施設が自ら設置し、おおむね年1回以上開催すること。
- ・このほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が施設等を見学する機会を設けること。
  - 居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得たうえで行うこと。
- ・地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができる。
  - 厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ・地域連携推進会議における報告等の記録は、5年間保存すること。
- ・地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければならない。

👉 船橋市HP（地域連携推進会議について）

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/shougai/sha/003/01/p128558.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 障害者支援 > 障害福祉サービス・地域生活支援サービス > 障害福祉サービス > 地域連携推進会議について

# 地域移行等意向確認担当者の選任等①

## 概要

利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を行わなければならない。

※令和8年4月1日より義務化

## 要件

### 【事業所がやるべきこと】

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を定める。
- ・ 地域移行等意向確認担当者を選任する。

### 【地域移行等意向確認担当者がやるべきこと】

- ・ 指針に基づき地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告する。
- ・ 当該内容を個別支援計画の作成に係る担当者会議に報告する。
- ・ 当該利用者の相談支援事業者等と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努める。

## 地域移行等意向確認担当者の選任等②

### 地域移行等意向確認等の頻度

地域移行等意向確認担当者が中心となって、少なくとも6月に1回以上は行うことが望ましい。

### 地域移行等意向確認担当者について

サービス管理責任者又は地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制について知識を有する者が望ましい。

### 地域移行等意向確認等に関する指針について

以下の内容を定めることが望ましい。

- ・ 地域移行等意向確認等の時期
- ・ 地域移行等意向確認担当者の選任方法
- ・ 地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制
- ・ 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容
- ・ 地域の連携機関

# 医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

## 概要

施設等の利用者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、

- ・ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、新興感染症発生時等の対応について協議を行わなければならない。

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問16

## 要件等

取り決めの内容

- ・ 流行初期期間経過後において、共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うこと、等

## 根拠法令等

基準省令 第46条第3項、第4項

# 基本報酬の算定（生活介護）

## 概要

従来の障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

⇒サービス提供時間については、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定する。

⇒従業者の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。）

## 留意事項

- ・原則として、所要時間に送迎に要する時間は含まない。
- ・個別支援計画に位置付けられた標準的な支援時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合には、個別支援計画の見直しを検討すること。
- ・障害特性等による配慮として標準的な支援時間に加える場合の詳細は留意事項通知・全録編等を参照すること。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問26～29、(Vol.4)問2

# 延長支援加算（生活介護）

## 概要

生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を行った場合に所要時間に応じて算定する。  
（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

## 算定要件

[改定前]

- （1）延長時間1時間未満の場合 61単位／日
- （2）延長時間1時間以上の場合 92単位／日

[改定後]

- （1）所要時間9時間以上10時間未満の場合 100単位／日
- （2）所要時間10時間以上11時間未満の場合 200単位／日
- （3）所要時間11時間以上12時間未満の場合 300単位／日
- （4）所要時間12時間以上 400単位／日

・原則として、所要時間に送迎に要する時間は含まない。

# 人員配置体制加算（生活介護）

## 概要

医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価するため、新たな区分を設ける。

## 算定要件

[新設]

- ・ 人員配置体制加算（Ⅰ）  
常勤換算方法で1.5：1の従業者を配置している場合  
その他の要件は人員配置体制加算Ⅱ（旧人員配置体制加算Ⅰ）と同様

[改定後]

- ・ 旧人員配置体制加算（Ⅰ）⇒人員配置体制加算（Ⅱ）等へ修正
- 👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問31

# 福祉専門職員配置等加算（生活介護）

## 概要

生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

## 算定要件

- ・多機能型事業所の場合、多機能型事業所全体で配置割合等の計算を行い、要件を満たす場合には、多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行う。
- ・多機能型であっても、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）を併給できる事業所は生活介護のみとなる（併設事業所は従来通りⅠ～Ⅲのいずれかを算定する）。

# 重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ①（生活介護・施設入所支援）

## 概要

従来の重度障害者支援加算の個別支援部分について見直しが行われ、重度障害者支援加算Ⅱ及びⅢが新設された。

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問1～7、10、11

## 人員要件（重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ共通）

- ①常勤換算方法で基準を超える人員が配置されていること。
- ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であること。
- ③実践研修修了者により支援計画シート等を作成すること。  
➢原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直すこと。
- ④生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者である  
→支援計画シート等に基づき当該利用者に個別の支援を行い、支援記録の作成・提出を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックすること。

※④について、令和7年3月31日までの間は、旧要件での算定も認められる。

# 重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ②（生活介護・施設入所支援）

## 対象者

- ・区分6かつ行動関連項目合計点数が10点以上【重度障害者支援加算Ⅱ】
- ・区分4以上かつ行動関連項目合計点数が10点以上【重度障害者支援加算Ⅲ】

## 中核的人材養成研修修了者の配置について

以下の要件を満たした場合、1日につき所定単位数にさらに150単位を加算できる。

- ・中核的人材養成研修修了者を配置していること。
  - 中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目合計点数が18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行う必要がある。
  - 中核的人材養成研修修了者については、当該指定生活介護事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。
- ・中核的人材養成研修修了者又は中核的人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成していること。
- ・行動関連項目合計点数が18点以上である利用者に対し、サービスを提供していること。

# リハビリテーション加算（生活介護）

## 概要

リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

## 算定要件

### 〔改定前〕

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、おおむね2週間以内及びおおむね3か月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

### 〔改定後〕

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、おおむね2週間以内及び6か月ごとに（中略）リハビリテーション実施計画を作成すること。

☞ 「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」の一部改正について（令和6年3月26日障障発0326第1号）

# 送迎加算（通所系サービス、短期入所）

## 概要

送迎を外部事業者へ委託する場合も加算の対象となった。また、他の障害福祉サービス事業所等や介護事業所と送迎に係る雇用契約や委託契約を締結し、他の障害福祉サービス事業所等や介護事業所の利用者を同乗させた場合においても対象となる。

## 留意事項

- ・利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならない。
- ・他の事業所の利用者を同乗させる場合は、費用負担や、事故等が発生した場合における事業所間での責任の所在を事前に明確にしておくこと。

# 食事提供体制加算①（通所系サービス、短期入所）

## 概要

従来の要件に加え、外部との連携、摂取量の記録、利用者ごとのBMIの記録等が要件に加えられた。

## 外部との連携

管理栄養士等が食事の提供に係る献立を確認しなければならない。

- ・管理栄養士等は常勤・専従である必要はない。また、直接雇用が困難な場合は、外部の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能。
- ・献立の確認については、作成された献立表等により、内容を管理栄養士等が確認した場合でも可能。
- ・献立の確認は1年に1回以上は行うこと。

※献立の確認については、令和6年10月1日より義務化

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.5)問1

# 食事提供体制加算②（通所系サービス、短期入所）

## 摂取量の記録

食事の提供を行った場合に、利用者ごとの摂取量を記録しなければならない。

- ・目視や自己申告等による方法も可能。
- ・「完食」、「全体の1/2」、「全体の〇割」などといったように記録すること。
- ・食事を提供した日については必ず記録すること。

## BMIの記録

利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録しなければならない。

- ・ $BMI = \text{体重 (kg)} \div (\text{身長 (m)})^2$
- ・おおむねの身長が分かっている場合には必ずBMIの記録を行うこと。
  - 身長の測定が困難で身長が不明な者については体重のみの記録で可
- ・利用者自身の意向により体重を知られたくない場合については例外的に当該項目を把握しなくても良い。その場合、個別支援記録等において、意向の確認を行ったことを記録すること。
- ・体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。

# 地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し

## 概要

従来の100単位に加え、平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。

## 算定要件

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。【従来同様】

加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。【新設】

# ピアサポート実施（体制）加算

## 概要

利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。（100単位/月）

## 留意事項（抜粋）

- ・ 障害者ピアサポート研修（基礎・専門）を修了した次の者をそれぞれ配置すること。
  - ①障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者
  - ②当該サービスの従業者
- ・ 研修修了者により、事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- ・ 以下の支援を行った場合に算定すること。
  - ①ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合
  - ②利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等

# 地域連携会議実施加算

## 概要

地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

## 算定要件

- ・ サービス管理責任者がケース会議に出席した場合  
⇒ 地域連携会議実施加算Ⅰを算定する。
- ・ サービス管理責任者以外がケース会議に出席した場合  
⇒ 地域連携会議実施加算Ⅱを算定する。

※その他の要件は従来通り

# 基本報酬①（就労継続支援B型）

## 概要

多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置6：1の報酬体系を創設する。

### 【改定前】

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）7.5：1

就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）10：1

### 【改定後】

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）6：1

就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）7.5：1

就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）10：1

## 留意事項（抜粋）

- ・ 目標工賃達成指導員配置加算を算定する場合、新加算Ⅰ（6：1の人員配置）の算定が必要。

## 基本報酬②（就労継続支援B型）

### 平均工賃月額算出方法

- ①前年度における支払工賃総額を算出する
  - ②前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出する  
➤前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
  - ③①÷②÷12により一人当たり平均工賃月額を算出する
- ※算出方法の変更に伴い、従前の利用日数から除外する等の措置は廃止する。  
☞令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問24

### 短時間利用減算（就労継続支援B型サービス費Ⅳ・Ⅴ・Ⅵのみ）

算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。

- ☞令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問57

# 目標工賃達成加算①（就労継続支援B型）

## 概要

目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価する。

## 算定要件

- ア 工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成すること
- イ 当該工賃目標が当該工賃目標の対象となる年度（目標年度）の前年度における平均工賃月額に、目標年度の前々年度の全国平均工賃月額と目標年度の前々々年度の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上であること

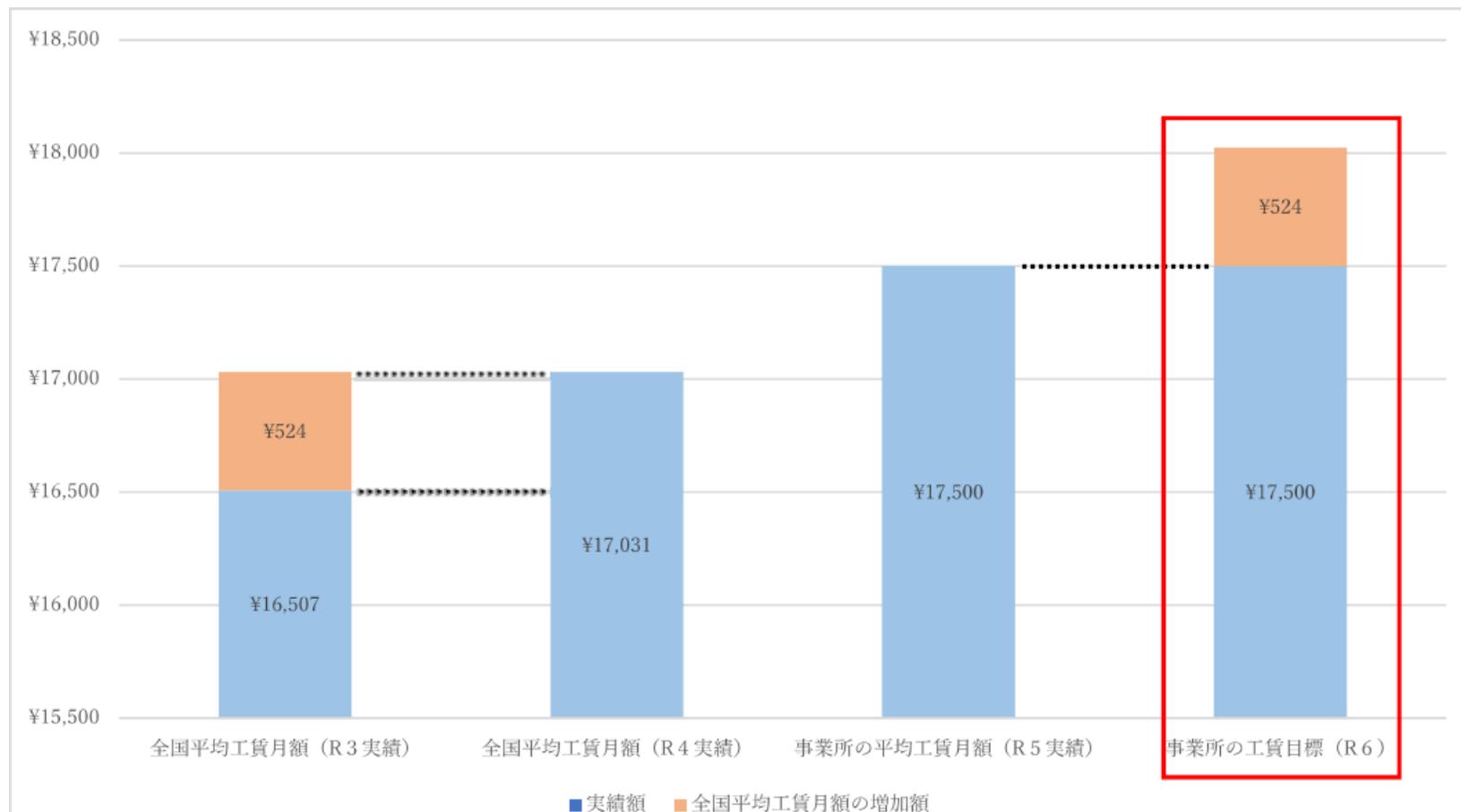
## 具体例（令和6年度の実績を用いて令和7年度に算定する場合）

### 【前提】

- ③ 目標年度の前年度（R5年度）における事業所の平均工賃月額（実績）・・・17,500円
- ④ 目標年度の2年度前（R4年度）における全国平均工賃月額・・・17,031円
- ⑤ 目標年度の3年度前（R3年度）における全国平均工賃月額・・・16,507円
- ③に④-⑤（524円）を足した額（18,024円）以上をR6年度の工賃目標として設定し、当該目標を達成した場合に、R7.4より1年間本加算を算定できる。

# 目標工賃達成加算②（就労継続支援B型）

## 具体例（令和6年度の実績を用いて令和7年度に算定する場合）



👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問58、(VOL.2)問25、(VOL.3)問13

# 基本報酬（就労定着支援）

## 概要

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

また、就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について減算を設ける。

## 支援体制構築未実施減算

以下の措置を1つでも講じていない場合に、所定単位数の100分の10を減算する。

- ・ 要継続支援利用者の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（要継続支援利用者関係情報）について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労支援等の関係機関との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。
- ・ 指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。
- ・ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL. 1)問59

# 基本報酬（自立生活援助）

## 概要

効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

### 【新設】

自立生活援助サービス費（Ⅲ）

## 留意事項（抜粋）

- ・ 利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ月に1日以上行った場合に自立生活援助サービス費（Ⅲ）を算定する。
- ・ 居宅への訪問による支援が1月に1日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数に関わらず算定できない。
- ・ 自立生活援助サービス費（Ⅲ）の支給決定を受けている利用者については、月に2回以上訪問による支援を行った場合でも、自立生活援助サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）は算定できない。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL. 3)問6

# 地域移行支援体制加算

## 概要

障害者支援施設を退所し、退所から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。以下同じ。）の人数に応じて加算する。

## 算定要件

以下の基準を満たした場合に加算する。

- ・前年度において、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者がいること。  
※前年度の実績としては、退所から6月以上、地域での生活が継続している者が対象
- ・前年度における障害者支援施設等の退所から6月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること

# 集中的支援加算（Ⅰ）①

## 概要

強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を事業所等に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援を行った場合に算定する（当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り月4回が限度）。

## 留意事項（抜粋）

- ・ 広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。
- ・ 本加算は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に算定すること。
- ・ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ・ 事業所等は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問12

## 集中的支援加算（Ⅰ）②

### 集中的支援の取組内容

- ・ 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定障害者支援施設のアセスメントを行うこと。
- ・ 広域的支援人材と指定障害者支援施設の従業者が共同して、集中的支援実施計画を作成し、おおむね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。
- ・ 指定障害者支援施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること。
- ・ 指定障害者支援施設が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。
- ・ 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること。

# 集中的支援加算（Ⅱ）①

## 概要

強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

## 留意事項（抜粋）

- ・当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。
- ・本加算を算定可能な指定障害者支援施設の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。

☞ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.2)問13～17

## 集中的支援加算（Ⅱ）②

### 算定要件

- ・他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。
- ・実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。
- ・当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- ・集中的支援の実施内容等について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。

### 集中的支援の取組内容

- ・広域的支援人材の支援を受けながら、以下の2点を実施すること。
  - ①広域的支援人材と指定障害者支援施設の従業者が共同して、集中的支援実施計画を作成し、おおむね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。
  - ②重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。
- ・集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。

# 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）①

## 概要

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

## 算定要件

- ①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
  - ②協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
  - ③感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- 👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問16～17

# 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）②

## 留意事項（抜粋）

- ①第二種協定指定医療機関との体制を確保することについては、新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の可否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。
- ②季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に障害者支援施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。
- ③障害者支援施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。

# 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

## 概要

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

## 算定要件

- ・ 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届けること。
- ・ 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うこと。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問18

# 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

## 概要

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、さまざまなコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い体制をとっている事業所をさらに評価する。【拡充】

## 算定要件

### 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日【新設】

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

### 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

（※旧「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」）

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

# 高次脳機能障害者支援体制加算

## 概要

高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価 41単位/月 【新設】

## 算定要件等

- ・ 高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上
- ・ 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、基準上の人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。
- ・ 上記に規定する者を配置している旨を公表していること。

👉 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(VOL.1)問9.10.11.12

## 資料等確認報告

- ・以上にて、通所・入所系サービスの資料掲載は終了となります。
- ・市ホームページより、各サービスの全録編を確認していただき、すべての確認が終了しましたら、船橋市オンライン申請・届出サービスにて資料等確認の報告をお願いいたします。
- ・本報告を以って令和6年度集団指導への出席と致しますので、報告漏れのないようお願いいたします。
- ・確認報告ページは下記のリンクからもご利用いただけます。

URL:[https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=5913](https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5913)

ご視聴頂き、  
誠にありがとうございました。